

社会福祉法人伊東つくし会評議員及び役員等の報酬規程

平成29年6月5日制定

平成30年8月9日一部改正

2019年（平成31年）6月18日一部改正

2021年3月24日一部改正

（目的）

第1条 この規程は、法人定款第6条及び第8条並びに第21条に規定する評議員選任・解任委員、評議員並びに役員についての報酬等を定めるほか、経理規程第8条に規定する会計責任者等の報酬等について定める。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（評議員選任・解任委員の費用）

第3条 評議員選任・解任委員会運営細則第14条に規定する職務を行うために要した費用とは、別表に規定の実費弁償とする。

（評議員及び役員等の報酬ほか）

第4条 評議員及び役員が、理事長の命を受け法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表に規定する報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 前項のうち理事長については、別表に定める報酬及び実費弁償費を支払うこととし、理事の報酬と重複して報酬等を受けることはできない。

3 統括会計責任者及び会計責任者については、別表に規定する報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（出張旅費）

第5条 第1条に規定される者が、法人業務のため出張する場合の旅費等は、次により旅費及び報酬等を支給することができる。

旅 費（交通費）	原則実費とする。
宿 泊 費	16,000 円以内
報 酬（日 額）	1,500 円

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(出張伺い)

第6条 法人業務のため出張等を実施する場合は、事前に出張を伺い、事後においては旅費清算書とともに復命することとする。

(理事会承認を伴う特例)

第7条 理事長が提案し理事会において承認された場合においては、第3条及び第4条の規定にかかわらず、必要な報酬を支給できるものとする。ただし、いかなる場合においても清算書を添付し理事会に復命して、承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から遡及し施行する。

附 則

平成30年8月9日理事会議決の一部改正については、評議員会議決後平成30年7月1日から遡及し適用する。

附 則

2019年(平成31年)6月18日定時評議員会議決の一部改正は、同会議の翌日から適用する。

附 則

2021年3月11日理事会議決後、評議員会承認(議決省略)の一部改正は、2021年4月1日から施行する。

別表 （第3条及び第4条関係）

- (1) 法人職員（常勤及び非常勤）の当事者が勤務中の場合、実費弁償費の支給は行わないものとする。
- (2) 支給の方法は、理事長及び統括会計責任者以外の者の年額報酬については年度末に一括とし、実費弁償費及び監査に係る業務に伴う報酬等はその都度とする。

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
評議員選任・解任委員報酬等	無 し	2,000 円	
評 議 員 報 酬 等	年額 10,000 円	2,000 円	
理 事 長 報 酬 等	日額 10,000 円	無 し	当該勤務日数により 毎月計算し支給
理 事 報 酬 等	年額 10,000 円	2,000 円	
監 事 ・ 監 査 報 酬 等	年額 10,000 円	2,000 円	監査に係る業務実施 時は、1日につき 10,000 円を支給。
会 計 責 任 者 報 酬 等	年額 30,000 円	2,000 円	
統括会計責任者報酬等	日額 10,000 円	無 し	当該勤務日数により 毎月計算し支給